

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 管理している事務所 |
|-------|------|----------------------------------|-----------|
| 一般国道 | 7号 | 山本郡三種町鶴川字大曲150番1から同町鶴川字帆出130番1まで | 能代河川国道事務所 |
| 一般国道 | 7号 | 大館市白沢字白沢149番1から同市白沢字寺ノ沢346番5まで | 能代河川国道事務所 |
| 一般国道 | 112号 | 山形市旅籠町1丁目264番1から同市下条町2丁目521番1まで | 山形河川国道事務所 |
| 一般国道 | 113号 | 南陽市竹原字町田ノ165番1から同市和田字雲雀田3494番1まで | 山形河川国道事務所 |

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。